

施策 No.	政策名	子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり	主管課	国保年金課	主管課長名
1-7	施策名	社会保障制度の健全運営	関係課	介護保険課、社会福祉課、健康推進課	

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	市民		①桜川市人口	人	見込値	37,653	37,269	36,647	36,500
				実績値	37,653	36,794			
				見込値					
				実績値					
				見込値					
				実績値					
目的	施策の意図	成果指標名	単位	区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	安心して社会保障を受けることができる。	①社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合	%	目標値	57.2	58.7	60.1	61.6	63.0
				実績値	57.2	56.8			
				目標値					
				実績値					
				目標値					
				実績値					
				目標値					
				実績値					
成果指標設定の考え方	○国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、生活保護など様々な社会保障制度を構築し充実を図っているが、それぞれの財政運営は厳しく市民の負担も大きくなっているため、市民の社会保障制度への満足度を指標とする。								
成果指標の把握方法及算定式等	○対象の人口は、毎年10月1日の常住人口。 ○①社会保障の健全運営にやや満足または満足している市民の割合は、市民アンケートより求める。								

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	

背景・要因

○社会保障の健全運営に満足している市民の割合は、市民アンケートで令和4年度は57.2%であったが、新たな結果では令和5年度56.8%で0.4ポイント減少した。  
○国民健康保険では、保険料の軽減判定基準が改正され産前産後の軽減枠が追加される等、負担軽減措置が拡充したが1月施行であることや対象者が限定的であることから満足度に影響はなほ横ばいであった。

2) 成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてを上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった
	<input checked="" type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてを下回った	

背景・要因

○社会保障の健全運営に満足している市民の割合は、目標値をやや下回った。  
○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度には多額の公費が投入されており、医療保険や医療福祉、公的扶助等の社会保障制度は充実しているが、物価上昇の影響により負担感が増したことが満足度の上昇が阻まれた要因の一つと思われる。

3. 施策の成果実績に対するの総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対するの総括	今後の課題・方針
<p>令和5年度で成果があった事務事業は、国民健康特定健康診査事業、後期高齢者医療事務、生活困窮者自立支援事業であった。国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・生活保護制度などの健全運営は、社会保障制度の上で重要な要素である。それらが機能して市民それぞれが生涯にわたり健康で共生でき、安心できるまちとも言える。</p> <p>国民健康保険特定健康診査事業においては、被保険者に健康診断を受診による病気の早期発見や重症化予防により、医療保険制度や公的扶助等の社会保障制度の健全運営に満足している市民の割合が比較的高かった。</p> <p>後期高齢者医療事務においては、超高齢化社会が迫ってきているため今後、公的資金の投入額を増やしていかなければ制度の維持自体が難しいと考えられる。</p> <p>生活困窮者自立支援事業においては、相談内容に応じて生活保護制度の説明や他法活用の案内を行い、要保護状態と認められる者には生活保護の適用を決定するなど、適切に対応を行っており、社会保障制度のセーフティネットとしての役割を十分に果たしている。</p>	<p>令和5年度現年度分の国民健康保険税徴収率は94.84%、後期高齢者保険料徴収率は99.42%、介護保険料徴収率は99.18%であり公平な受益者負担の実現を追求している。</p> <p>国民健康保険制度は、令和6年12月2日より健康保険証の原則廃止を受けたことにより、被保険者証有効期限の設定による納税相談の機会の確保が困難になる。国民健康保険税の徴収率を維持または向上させるためには、国の発信するガイドラインをよく確認し現状とやり方を変えていく必要がある。</p> <p>後期高齢者医療制度は、マイナンバーカードと被保険者証の紐づけができていない被保険者の割合が国保より低い状況である。医療保険者としての役割を果たすためには、よりマイナンバーカードの保険証利用を推進していく必要がある。</p> <p>生活困窮者自立支援事業については、物価上昇などの影響により相談件数の増加が考えられるため、生活保護事業(審査及び適正化事業)と併せ対応を強化していく必要がある。同時に生活保護事業(訪問・指導・保護費支給事業)もその影響を受けることが考えられるため、適切な訪問を行うとともに生活や家計について被保護者世帯に助言を適宜行うよう対応する。</p>